

■ 修士論文要旨

# 給与所得控除の再検討

## — 実額控除導入の可能性を探る —

Reexamination of deduction for salary in income tax  
Exploring the possibility of deduction based on the real amount

神奈川大学大学院 経営学研究科  
国際経営専攻 博士前期課程

長澤 大輔

NAGASAWA, Daisuke

■ キーワード

所得税、給与所得控除、実額控除導入

現在の我が国における税制は、まさに再検討すべき時期にあると考えられる。その中でも、担税力の尺度として最も優れていると言われる所得税については、特に再検討をより高いレベルで行わなくてはならないと考える。なぜなら、政府税制調査会から出された税制改正大綱や税制答申など、国家全体から表明された税制に関する議論においても、ここ数年は必ず所得税の改正についての抜本的な議論がなされているし、それらを受けた民間レベルの議論もその論調が増しているからである。その中でも、給与所得については一際重要度を増していると言える。現在我が国では5,500万人が給与所得者である。また、それだけではなく、給与所得者の扶養家族や、その関係者などを考えると、日本国民の大部分が給与所得に関わっていると考えることが出来るのではないだろうか。

日本国民の大部分が関わっている給与所得について、その控除額は収入に応じた概算の控除額である。また、その補完的役割として特定の項目についての費用を合計した金額が、給与収入から計

算された給与所得控除額を超えた場合、その超えた金額について給与所得控除に上乗せ出来るという特定支出控除制度がある。

しかしながら、昨今の政府税制調査会の答申では、給与所得控除の機能を、「勤務関連の必要経費」が主であるとしている。

ここに、疑問が浮かんだ。なぜ、「勤務費用」という、一見分かりやすく、個人的、職業的な事情もそれぞれ違ふと容易に推測できる費用が、概算控除という収入をベースとした一律の計算にて成り立っているのかという疑問が起きたのである。給与所得者がそれぞれ、個人的、職業的な事情について個々人で給与所得控除に反映させる、つまりは実額控除導入すれば、現在給与所得控除の機能として述べられている「勤務関連の必要経費」という性格により近づくことが出来るのではないだろうか。

よって、当論文では、給与所得控除について再検討しながら、実額控除導入の可能性を探ることにしたのである。

第1章では、給与所得控除がその性格を「勤務関連の必要経費」と「他の所得との負担調整」であると定義付け、その中でも「勤務関連の必要経費」の部分が非常に大きいとされていることが再確認できた。また、特定支出控除を拡充される議論が広がっていることを再確認し、これらを総合的に考えるとやはり、実額控除導入を検討する必要があることが一層明らかとなった。

第2章では、勤労控除という名称から始まった、我が国の給与所得控除制度の原点を探った。戦後税制改革の原点であるシャープ勧告について見おなし、シャープ勧告においては、個人の勤労年数に対する一種の減価償却をあらゆる補填としての意味合いと、勤労による努力及び余暇の犠牲に対する報酬としての意味合い、そして勤労に伴う経費の概算控除であると提言していることを再確認した。また、シャープ勧告をベースにした税制改正によって現在の給与所得控除制度が成立しているが、徐々に給与所得控除の機能が勤務関連の必要経費に絞られているという点が明らかとなった。また、特定支出控除制度の成立が、実額控除導入に向けたひとつの大きなターニングポイントであり、その特定支出控除制度が歴史的に見ても拡充されていこうとしていることが明らかとなった。

第3章では、判例研究として、サラリーマン税金訴訟として名高い「大島訴訟」について取り上げた。大島訴訟についての最高裁判所の判例では、給与所得控除の機能を勤務関連の必要経費であると定義付けた上で議論をすべきであるとしているとともに、その補足意見などでは、実額控除導入を検討した際の懸念点などにも触れていることが分かった。

第4章では、諸外国との比較を行った。給与所得控除制度とそのものと、その中でも実額控除について、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの5カ国での比較を行った。その結果として、我が国の給与所得控除制度において概算控除の割合は高い傾向にあり、特定支出控除という形でしか実額控除が可能ではないという部分におい

て、我が国は非常に特徴的であることが明らかになった。

結論として、我が国で給与所得控除において、実額控除を導入するべきであると結論づけた。しかしながら、残る課題は次の2点であろう。まず第1点は、現在の制度の最大のメリットであると考えられる、源泉徴収と年末調整だけで課税および徴税が終了する点を失うため、特に徴税コストの増加が懸念される点である。しかしながらこの点は、医療費控除などを例にとると、さほど大きな問題にはならないのではないかと考えられる。2点目は、実際に実額控除を導入したとして、その費目について、どこまでを控除に導入していくべきかという点が曖昧な点である。この点の最も現実的な解決策は、実額控除制度への移行へと進みつつ、費目の線引きを、いわばトライ・アンド・エラー的に解決してゆくことであるとし、給与所得控除改正への提言とした。